

財務諸表監査と内部統制組織固有の限界

百合野 正博

- I はじめに
- II 内部統制組織の概念における問題点
- III 内部統制組織の本質における問題点
 - 1. 内部統制組織固有の限界
 - 2. 近代監査における不正・誤謬の意味
- IV おわりに

I はじめに

財務諸表監査とは、「企業の利害関係者のために、企業の公表する財務諸表が、社会的に公正妥当な企業会計の基準にしたがって、企業の経営成績および財政状態を適正に表示するように作成されているかどうかを、独立の第三者であり、しかも職業的専門家である公認会計士または監査法人が確かめ、その結果を報告することである¹」と一般にはいわれている。とともに、今日の財務諸表監査においては、財務諸表に対して監査人が専門的意見を表明するための基礎となる監査証拠の収集は、これを試査による監査手続の適用によって行なうことを原則としており、このことは、被監査企業に適当な内部統制組織が整備運用されていることを前提としている、とされているのである。

試査についての詳細な考察は続稿にゆずるとして、ここでは、旧監査実

1 森實『監査要論』中央経済社、1978年、1ページ。

施準則（昭和25年、企業会計基準審議会）の「試査とは、取引記録の一部を適当に選択して検査し、その結果をもって他の部分の正否を推定することをいう」という定義を引用しておこう。

さて、わが国の現行の監査基準および監査実施準則（昭和41年、企業会計審議会）は、試査と内部統制組織の関係について次のように規定している。

「監査人は、内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない」（監査基準，第二 実施基準，二）

「監査手続の適用は、試査による。」

試査の範囲は、企業の内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、合理的にこれを決定する。従って、内部統制組織がよく整備運用されている場合には、試査の範囲を縮小することができるが、その組織が完全でなく、その効果が十分に認められない場合には、その程度に応じて、試査の範囲を拡大しなければならない」（監査実施準則，第一 総論，三）

そして、米国の監査基準も、これと同様の規定を次のように設けている。「内部統制の信頼度、およびそれによって監査手続を限定する試査の範囲を決定するための基礎として、現存する内部統制についての適切な調査および評価が行なわれなければならない²」（監査実施基準(2)）

わが国や米国においてかかる規定が設けられている理由について、日下部教授は次のように述べておられる。

すなわち、「近代監査は原則として試査の方法によって行われるが、これは被監査会社に適当な内部統制組織が確立していることを前提としている。内部統制組織が整備していれば、誤謬や不正の発生の余地が局限され、会計記録の信頼性が大きいから、一切の取引やすべての項目について厳密

2 日本公認会計士協会・国際委員会訳『アメリカ公認会計士協会 監査基準と監査手続』同文館、1973年、13-14ページ。

に監査する必要はなく、監査範囲を縮小して一部の取引につき試査を行えば十分である。しかるに、内部統制が不備でその効果が十分に認められない場合には、会計記録の信頼性が小さいから、これに応じて適当に試査の範囲ないし監査の範囲を拡張し、強い証拠をヨリ多く求めなければならない。したがって、試査の範囲の決定および監査手続の実施に先立って内部統制組織を検閲することは、監査人の義務であり当然の職責である³と。

そして、今日、被監査企業に良好な内部統制組織が整備運用されていることを前提として監査手続の適用が試査によって行なわれることの根拠ないし背景としては、一般に、監査の目的ないし重点の変化、監査量の増大、および、内部統制組織の整備、という三つの理由が次のように説明されるのである。

すなわち、もともと、閉鎖的小企業の場合には、企業主と経営者とが同一かもしくはきわめて密接な関係を有しており、かつ、対外的に重要視しなければならぬ利害関係者の存在も問題とならなかつたために、そこでは、従業員の不正や誤謬の検出を目的とする、いわゆる経営者目的監査が行なわれたのであるが、やがて、企業規模の拡大にともなってその企業とかわりをもつ利害関係者、直接的には資本的利害関係者が増加するようになると、監査も、経営者のための監査からそれらの利害関係者のための監査へとその性格を変化させることとなる。そして、今日の財務諸表監査においては、企業の公表する財務諸表が当該企業の経営成績および財政状態を適正に表示しているかどうかを吟味する、いわゆる適正表示の監査が行なわれるにいたっている。そこでは、企業の採用している会計処理方法が、一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠し、しかもそれが継続的に遵守されているかどうかを吟味することに重点がおかれることとなり、監査対象のすべてにわたる詳細な監査は必要がないと考えられ、したがっ

3 日下部與市『新会計監査詳説』（全訂版）中央経済社、1975年、96—97ページ。

て、試査で十分にその目的を遂行することができると思われるのである。

また、企業規模が比較的小さい場合には、すべての記録や項目を詳細に監査することもあながち不可能ではなかったが、しかし、企業規模の拡大にともなって取引量が増大するようになれば、それにともなって必然的に監査量も増大することとなり、監査対象のすべてにわたる詳細な監査は、経済的にはもちろんのこと物理的にも次第に困難となり、試査ですませることを余儀なくされるようになったのである。

そして、このように、一方において、監査の目的が会計実務上の不正や誤謬の摘発および防止から財務諸表の適正表示の吟味におかれるようになるとともに、他方において、企業規模の拡大にともなって精査を実施することが困難になったときに、「被監査会社の側で内部統制組織の整備・充実を見たことのゆえに、虚偽・誤謬の検出・防止や、会計記録の信頼度の保持については、ある程度までそれに依存することが、できるようになった⁴」とされ、試査を行なうための前提条件として、被監査企業に良好な内部統制組織の整備運用されていることが必要とされるのである。

これをいいかえるならば、財務諸表の適正表示の吟味を第一次的目的とする近代財務諸表監査においては、実務上の不正や誤謬の自動的検証システムとしての内部統制組織が、もしも被監査企業に存在して有効に機能しないなら、会計士監査が適正に機能するためには、その被監査企業に対して精査を実施することが必要となるけれども、しかし、現在の大規模企業においては、かかる精査の実施は経済的にも物理的にも不可能ないしはきわめて困難であり、したがって、内部統制組織をもって試査によって監査手続の適用が行なわれる財務諸表監査の前提条件とすると考えられるということであり、試査と内部統制組織とが、不正と誤謬の摘発および防止ということを媒介として密接に結びついていることがわかるのである。

4 山岸忠恕『近代監査論』千倉書房、1971年、99—100ページ。

そして、内部統制組織の良し悪しの程度が試査それ自体の適用の範囲に重大な影響をおよぼすという、試査と内部統制組織とのかかる密接な関係は、1949年のAIAの監査実施基準の第二において、先に引用した米国の現行の監査実施基準と同様の規定が設けられて以来、今日にいたるまで一貫して、監査実施上もっとも基本的かつ重要な命題の一つとして広く認められてきているのである。

このように、試査と内部統制組織の密接な関係は広く一般に認められてきているので、これまでになされてきている、たとえば、内部統制組織とはそもそもいかなる内容のものであるか、その概念を明らかにしようとする研究や、あるいは、内部統制組織はいかなる理由により財務諸表監査を進めるための前提となるのか、その理論的根拠を明らかにしようとする研究などは、いずれも試査と内部統制組織のかかる直接的な関係を肯定しそれを補強しようとする議論となっていて、それに対する疑問をなげかけ、かかる直接的な関係そのものを問い直そうとする議論とはなっていないのである。

しかしながら、今日の諸議論においては、いずれの論者によっても当然のこととして容認されている、この試査と内部統制組織との直接的な関係、すなわち、内部統制組織は財務諸表監査を実施するための前提条件であり、その整備運用の良し悪しの程度が監査手続の適用の程度すなわち試査の範囲に影響をおよぼすという直接的関係は、内部統制組織の基本的な概念を明瞭にし、さらに、試査がよりどことすべき理論的根拠を考察するならば、はたしてそれが成立しうるものであるかどうか、疑問を呈せざるをえないように思われるのである。

本稿においては、内部統制組織の本質と今日の財務諸表監査の目的とに焦点をあてて考察することによって、内部統制組織のもっている固有の限界は、はたして、監査基準の規定する「内部統制組織の信頼性の程度によ

って試査の範囲が決定される」という基準を成立せしめるものであるかどうか、若干の検討を試みてみたい。

II 内部統制組織の概念における問題点

今日の財務諸表監査において、内部統制組織がなぜ問題とされるようになったのか、その理由について久保田教授は次のように述べておられる。

すなわち、「内部統制組織は株式会社の内部的要請によって生まれたものであるが、その初期の頃、例えば米国では1920年代までは内部統制組織という名称を用いずに、むしろ internal check system とか internal check and control system などと称して、もっぱら会社内の『財産の保全——safeguard of assets』を図る要請のために利用していた。だから、この時代の会計士監査にとっては、かかる内部統制組織は好都合であったから、ほとんど全面的に依存して、監査を実施するのだと考えても、いかにほどの矛盾も感じなかったのである。

ところが、近代的な株式会社では経営規模が拡大し、経営活動が複雑化するにつれて、これまでの『財産の保全』のための要請のほか、新しい内部的要請が加わってきたのである。この新しい要請とは、収益性の向上または『経営能率の増進——promotion of business efficiencies』に資するところの諸種の間接的管理方式を導入することであったから、これらも内部統制組織に包摂するようになった。そして、次から次へと別の間接的管理方式が新しく加わって、現在に至っている。そこで、財務諸表監査の立場からいえば、かかる間接的管理方式のなかには、自分の監査にとって必要なものもあれば、直接的には必要でないものも含まれているのである。これがために、財務諸表の監査論では、内部統制組織とはいかなることを意味するかについて、これに一定した解釈が出しにくいのである⁵と。

5 久保田音二郎『近代財務諸表監査』同文館、1967年、56—57ページ。

この引用文から明らかなように、久保田教授は、内部統制組織の概念が、初期の頃の「財産の保全」を目的とする簡単なものから、時代の経過にもなって次第にいろいろな間接的管理方式を包摂する複雑なものへと拡大してきたために、会計士監査を実施するうえで必要な部分とそうでない部分とが判然としなくなり、そこに問題が生じるようになったとされるのである。

そして、これは通説の代表的な考え方であり、監査論のテキストなどにおいて、内部統制組織の解説の最初に、「内部統制の概念については、従来、いくつかの団体によって種々の見解が示されてきたが、今日に至るもまだ定着したものはないように思われる⁶」とか、あるいは「内部統制組織をいかに理解するかについては、こんにちなおいくつかの見解があり定説をみないけれども……⁷」といったことわりがなされていることから、今日においても依然として、内部統制組織の概念に関して混乱のあることは明らかであろう。

が、しかし、一般的には、内部統制組織の概念それ自体は時代の推移にもなって次第に拡大してきてはいるものの、財務諸表監査で問題としなければならないのは、そのなかでも、会計記録の正確性と信頼性とに直接的な関係をもつ部分であると考えられるようになってきているのである。

日本会計研究学会・会計監査特別委員会(1968—1969年)が1969年に報告した「財務諸表監査における内部統制の研究」は、内部統制が「一般的に言えば、経営目的達成のための計画の設定、計画を実施するための制度・組織・方法および手続の決定、実施の調整と監督、実績の評定などの一連のマネジメント・サイクルを包括するものであって、『固有の内部統制』と呼ばれる内部牽制と内部監査、資産保全のための諸制度、正確な会計記

6 三澤一『会計士監査論』税務経理協会、1977年、142ページ。

7 山井忠恕、檜田信男『監査基準精説』(改訂版)税務経理協会、1975年、86ページ。

録を保持するための整備された会計組織などを含み、さらに、これらの諸管理を実施するために必要な人員の整備をも含むものである。われわれは、このような幅の広い経営管理の制度・組織・方法および手続を総括したのもをもって『現代的意義における内部統制』と考えることができるであろう⁸との広義の解釈を示し、内部統制組織の一般的概念を次のように規定している。

すなわち、「内部統制とは、企業の資産を保全し、会計記録の正確性と信頼性を確保し、かつ経営活動を総合的に計画し、調整し、評定するために、経営者が設定した制度・組織・方法および手続を総称するものである⁹」と。

しかしながら、財務諸表監査を実施するについては、かかる広い概念のすべての領域がひとしく重要なのではなく、「財務諸表監査は、企業が作成した財務諸表の適正性について意見を表明することを目的としているので、当該目的に関係のある領域のみが重要なのである¹⁰」として、内部統制組織が担っている三つの目的、すなわち、「企業資産の保全、会計記録の正確性と信頼性の確保および経営の合理化または能率の増進という目的¹¹」のうち、経営の合理化または能率の増進という目的のための内部統制組織は財務諸表監査と直接的な関係に乏しく、「会計記録の正確性と重要な関連を有するものについて調査すれば十分である¹²」との立場をとっているのである。

ところが、かかる立場をとるのは、なにも同委員会がはじめてではない。周知のように、昭和25年に設定されたわが国の旧監査基準は、その序論に

8 日本会計研究学会・会計監査特別委員会「財務諸表監査における内部統制の研究」『会計』第96巻、第1号、1969年、99ページ。

9 同報告、100ページ。

10 同報告、105ページ。

11 同報告、100ページ。

12 同報告、107ページ。

において、「企業の内部統制組織即ち内部牽制組織及び内部監査組織」という内部統制組織に関する狭義説をとっていたのであるが、その翌年に公表された通産省の「企業における内部統制の大綱」は、企業経営の立場から考えられたものであったから、内部統制組織に関して広義説をとっていた。そして、この両者の見解の相違に関して、岩田教授は次のような考察を行なっておられるのである。

すなわち、岩田教授は、内部統制というものが、歴史的に、インターナル・チェック、インターナル・チェック・アンド・アカウンティング・コントロール、とそして、インターナル・コントロールという用語の変遷を示してきたことに着目され、その意味内容を文献的にではなく論理的に分析することにより、「会計管理組織は企業の規模の拡大と内部の複雑化につれて、必然的要求から内部牽制組織と結合し、原価管理制度を吸収し、予算統制の制度を取入れ、内部監査制度を包摂しつつ管理制度としての自己完成をなしとげてきた」¹³ゆえに、「『インターナル・コントロール』という包括的な名称が用いられるにいたった」¹⁴のであるが、「かような言葉の変更にもかかわらず、その中核的構成部分がアカウンティング・コントロールであることを見失ってはならない。外部監査の受入体制として整備すべきは、内部統制のこの部分なのである」¹⁵として、外部監査のための前提となるべき内部統制組織の概念が、一般的概念としてはかなり広範囲にわたるものであるにもかかわらず、中核としては、「財産の変動を帳簿に記録して、その収支の顛末を明らかにし、これによって財産の保全を図る」¹⁶ものとしての会計管理であることを明らかにされているのである。

かくして、この論文の発表された昭和26年当時において、すでに、内部

13 岩田巖『会計士監査』森山書店、1954年、360ページ。

14 同書、361ページ。

15 同書、361ページ。

16 同書、350ページ。

統制組織は、その一般的概念としてはかなり広義のものであったけれども、しかし、財務諸表監査を実施するうえでとくに重要視される部分は、そのなかでもとくに基本的な会計管理であることが認識されていたわけであって、その基本的な考え方は、先の委員会報告でも明らかなように、それ以降決定的な変化はみられないのであり、その論文の末尾において、岩田教授が、「インターナル・コントロールは今後益々その間口をひろげ、奥行を深めていくかもしれない。だが、その将来が過去の発展の延長線上にあるとすれば、今後も会計管理の自己完成という線に沿うて進行することであろう¹⁷」と予測されているとおりである、と考えられるのである。

とすれば、内部統制組織の一般的概念はかなり広義のものであるけれども、しかし、財務諸表監査上とくに重要視される部分はそのなかでも基本的な会計管理の部分であるということは、先の委員会報告をまつまでもなく、わが国に会計士監査が導入された当初からすでに認識されてきていたわけであり、したがって、それ以降今日にいたるまでの長期間にわたって、内部統制組織の一般的概念の拡大にともなうて生じた不明確さゆえに混乱が生じているという一般的説明は説得力に欠けるわけであり、財務諸表監査における内部統制組織の問題は、もっと根本的なところから生じているのではないかと考えられるのである。

その問題の第一点は、内部統制組織の調査およびその評価にもとづいて財務諸表監査を実施するということは、実際に監査を実施するうえで具体性に欠け、非常に曖昧であるということであり、その第二点は、そして、これがより基本的で重要なのであるが、かかる曖昧さを招来している原因が、監査手続の適用と内部統制組織とを結びつけて考えることそれ自体に理論的基盤がない、すなわち、内部統制組織のもっている有用性の限界と今日の財務諸表監査の担っている社会的役割とを照らしあわせて考えるな

17 同書、361ページ。

らは、この両者を直接的に結びつけて考える論理的思考のなかには、けっして見すむすことのできない現実との矛盾が存在するということである。

すでに石田助教授によっても引用されているように、米国の公認会計士ハーラン (S.D. Harlan, Jr) は、「監査人は、彼の選択する監査手続が被監査企業の現存する内部統制組織の評価にもとづいていることについて質問された場合、ためらいもなく、また留保することもなく、そうである旨主張するであろう。しかしながら、その同じ監査人が、特定の監査手続と特定の内部統制との関係について、これを証拠づける文書を要求された場合、ほとんどの監査人が、それに対する批判をおさえるに十分な証拠を提供するのに窮してしまうであろう¹⁸」と述べているが、ハーランのこの論述は、監査手続の適用と被監査企業の内部統制組織との関係についてのこれまでの理解ないし規定がいかに曖昧であるかを、実務家の立場から指摘した一つの重要な問題提起であると考えられる。

すなわち、米国やわが国の監査基準において設定されている、監査手続の適用が被監査企業の内部統制組織の評価にもとづくものであるという規定は、抽象的段階ではまったく当然のこととしてうけいれられているにもかかわらず、実務上の個々の具体的段階ではきわめて曖昧なものであるということである。そして、かかる曖昧さを生ぜしめる原因は、それがたんに、内部統制組織の概念が時代の推移にもなって複雑化してきたということだけに求められるのではなくして、もっと根本的な問題、すなわち、内部統制組織のもっている固有の限界と今日の財務諸表監査が担っている社会的役割との間に存在するより根本的な矛盾に求められなければならないと考えられるのである。

18 S.D. Harlan, Jr., Practical Interpretations of SAP 54, *The CPA Journal*, Vol 44, No 3, 1974, p. 21. [石田三郎『監査証拠論』中央経済社, 1978年, 186ページ。]

Ⅲ 内部統制組織の本質における問題点

第一章で述べたように、試査と内部統制組織との両者の関係について、その直接的な結びつきが不正や誤謬の問題と密接な関係をもっていることを指摘する、今日一般的に行なわれている説明に関しては、そのままの形では承服することのできない、少なくとも二つの問題点が存在すると考えられる。

その第一は、内部統制組織がもっている不正や誤謬の摘発および防止に関する機能についてである。たとえば、森教授は、「企業の発展に伴って、近代企業は、経営管理の必要から内部統制を備えるものが増えてきている。ところで、十分に整備され、かつ有効に運用されている内部統制は、会計記録に対してその不正および誤謬を防止し、摘発し、その信頼性を増すように機能することが認められてきたので、内部統制の信頼性を監査人が評定して、その結果にもとづいて試査で監査を行うことが、近代監査の構造となったのである¹⁹」と述べておられるが、しかし、ここでは、内部統制組織がもっている不正・誤謬の摘発・防止機能についての有用性の限界については、なんらふれられていないのである。

その第二は、財務諸表監査における不正・誤謬の摘発・防止という目的そのものの位置づけについてである。森教授は、「監査の目的の変化として、古い時代には、経営者あるいは従業員の不正または誤謬の摘発が監査目的とされていたので、精査によって監査を行なうことが必要であった。しかし、やがて、利害関係者のための財務諸表の適正性が監査目的とされるようになったので、精査でなくても試査によって目的を達成できるようになった²⁰」と述べておられるが、しかし、ここでは、その本質において重

19 森、前掲書、76—77ページ。

20 同書、77ページ。

大な相違点をもつ経営者の不正と従業員の不正とが同一の次元でとらえられることとなっており、したがって、今日においてもなお重要性の低下していない不正や誤謬の存在することがまったくふれられていないこととなっているのである。

もしも、これらの問題点が考慮にいれられないならば、「監査の実施自体からの問題として、企業の大規模化に伴って、会計記録が非常に大量になってきたので、監査人が、すべての会計記録を精査することが不可能になってきたという事情と、他方において、企業の内部統制が整備されてきたという事情と結びつき、さらに、新しい監査目的の下に、これに適した監査構造として、内部統制の評定にもとづく試査による監査が、近代監査²¹の特徴的構造としてあらわれてきたのである」という説明にも一応それなりの説得力があるように思われるのであるが、しかし、これらの二つの問題点を考慮に入れるならば、かかる説明はけっして納得できるものとはならないように考えられるのである。

1. 内部統制組織固有の限界

内部統制組織は、狭義に解釈すれば当然のことであるが、たとえ広義に解釈しても、少なくとも財務諸表監査との関連を有する部分については、基本的には、不正および誤謬の自動的検証システムである、と考えることができる。

日下部教授が、内部統制組織の整備によって「外部の職業監査人をまつまでもなく、企業自身の手で容易に不正や誤謬を発見または防止しうるわけであって、不正・誤謬問題は近代監査の主題ではなく、むしろ企業内部で処理すべき課題と考えられるようになった²²」とされるゆえんである。

21 同書、77ページ。

22 日下部、前掲書、19ページ。

しかしながら、かかる自動的検証システムも、それが神ならぬ人の手によって設定されたものである以上は完璧な効果を期待することは無理だとしても、それ以前に、その性格上どうしても避けることのできない固有の限界の存在することは注意を要するところである。

日下部教授は、不正や誤謬を総称して「会計上の不実行為」とよばれ、次のように分類しておられる。²³

まず、会計上の不実行為は、不正(虚偽)、誤謬、および違法行為に分類される。

不正あるいは虚偽は、意識的・計画的に行なわれるものであって、これは、さらに、記帳上の操作、脱漏、私消、隠蔽などによって行なわれる金銭・物品の費消をとまらぬ不正と、そして、決算操作、会計基準違反、不当な会計処理の変更などによって行なわれる金銭・物品を費消しない不正とに分けられる。

また、誤謬は、無意識的・非計画的に行なわれるものであって、これは、さらに、会計基準に反する処理や表示の誤りによる原理上の誤謬、転記および合計の誤記や脱漏などによる記帳上の誤謬と、そして、帳簿や証憑書類の計算誤謬による計算上の誤謬とに分けられる。

さらに、違法行為は、「法令に違反した取引や商行為を指し、しばしば不当な会計処理の原因となる」²⁴ものである、とされている。

そして、日下部教授は、これらの不正や誤謬のすべてを摘発し防止する機能が内部統制組織にはかならずしも存在しないことを、次のように説明されるのである。

すなわち、「確かに内部統制は有効な自己管理ではあるが、これによってあらゆる不正誤謬を根絶しうるわけではない。それは従業員の日常業務

23 同書、14-16ページ。

24 同書、16ページ。

に対する管理であって、それ以上のものではない。内部統制の枠にしばられない経営首脳者による不正行為、すなわち前掲不正の種類でいえば『金銭・物品を費消しない不正』については、これを制御することができないし、また内部牽制の原理に抵触しない不正、すなわち共謀に対しては無力である²⁵と。

また、三澤教授は、会計上の不正を、財貨の私消に関係のある不正と関係のない不正とに分類され、会計上の誤謬を、原理的誤謬と記帳事務的誤謬とに分類されたうえ、さらに鮮明に、第三の分類として、会計上の不正と誤謬を、内部統制組織によって予防または摘発できるものと内部統制組織のカテゴリーの外で生じるものとに分けておられる。²⁶

そして、内部統制組織によって予防または摘発できる不正・誤謬は、「主として従業員によっておこなわれる不正または誤謬であり、先にあげた財貨の私消に関係がある不正あるいは原理的・記帳事務的誤謬がこれに属する²⁷」のに対して、経営者による不正は、会計政策的不正と背任的不正とに分けられるが、そのいずれも「内部統制のシステムの外で行なわれるものであるので、内部統制がいかに整備され、有効に運用されていても、こうした不正に対しては内部統制は全く無力なのである²⁸」といわれるのである。

このように、内部統制組織は、「もともと企業経営者の経営管理の合理的遂行の手段となるものであるので、その機能が有効に働くのは部門管理層以下の組織においてであり、トップ・マネジメント層には全く及ばないのである。ところが財務諸表は、経営者の判断ないし意思決定のいかんによって重大な影響を受ける要素を多分に包含しているだけでなく、もし経

25 同書、19—20ページ。

26 三澤、前掲書、8ページ。

27 同書、11ページ。

28 同書、12ページ。

営者が部下にあえて行わせるならば、日常的な会計処理業務システムの結果として作成された財務諸表のすべてを虚偽のものとする²⁹ことも可能である」

すなわち、内部統制組織は、誤謬と従業員の不正の大部分に対しては効果をもつものであるが、しかし、それに反して、経営者の不正に対してはまったく効果がないという固有の限界をもっているのである。

とすれば、今日の財務諸表監査において、この内部統制組織の効果がおよびない経営者不正のもっている重要性について吟味することは、ぜひとも必要になってくるのである。

2. 近代監査における不正・誤謬の意味

周知のように、監査が、精密監査、貸借対照表監査および財務諸表監査の三つの形態に分類される場合、精密監査の目的は不正や誤謬の摘発および防止、すなわち監視目的であり、貸借対照表監査の目的は企業の信用能力の判定のための資料の提供、すなわち信用目的であり、財務諸表監査の目的は財務諸表の適否に関する意見の表明、すなわち投資目的であるという具合に特徴づけられる。

そして、監視目的の精密監査が「正確性の吟味」のために「記録と記録の照合」に重点をおき、信用目的の貸借対照表監査が「安全性の吟味」のために「記録と事実の照合」に重点をおく³⁰のに対して、財務諸表監査においては、「継続性の吟味」のために「原則と方法の照合」に重点がおかれることとなる。というのは、財務諸表が、しばしば、記録と慣習と判断の総合的表現といわれるように、それはたんなる事実の客観的表示ではなく、適用される慣習の方法と主観的判断のいかんによって異なる結果が導きだ

29 同書、141—142ページ。

30 岩田巖『会計原則と監査基準』中央経済社、1955年、第三章。

されることとなるので、「費用収益の認識・測定・期間配分などについていかなる判断が下され、いかなる方法が適用されたか、そしてそれが公正³¹妥当な企業会計の基準に準拠しているかどうか」さらにそれが継続的に行なわれているかどうかを吟味することが重要になるからである。

したがって、財務諸表監査においては、「原則と方法の照合」と「継続性の吟味」とが強調されるあまり、不正や誤謬の摘発および防止はそれらよりも重要性が低いかのように説かれることが多いのであるが、しかし、不正や誤謬のすべてが重要性を減少させたのではないことに注意しなければならぬ。

すなわち、企業規模の拡大ともなうて、企業をとりまく利害関係者が増加するようになると、彼ら利害関係者、広くは社会、狭くは証券投資家に対して、正しい会計報告を行なってその判断を誤らせないようにすべき社会的責任の生じたことが認識されるようになったために、会計監査も「もはや従業員の不正・誤謬を検出して財産を保全する消極的な私的監査ではなく、企業の会計報告すなわち財務諸表の適否を吟味して、利害関係者の判断に資する社会的監査である³²」と考えられるようになったわけであるが、しかし、「だからといって不正・誤謬の検出が全く重要性を失ったと考えることは早計である³³」。すなわち、「経営者の不正は、決算記帳の歪曲または重要取引の脱漏などにより財務諸表を歪め、蝸配当、資産隠匿、簿外負債、脱税、重役私消、経営破綻などの不祥事を生む温床となるものであって、近代監査においても厳に警戒を要するところ³⁴」なのである。

したがって、さらに日下部教授がつづけて述べておられるように、近代監査においては、「不正・誤謬の検出が監査の主目的でないことは確かだ

31 日下部，前掲書，41ページ。

32 同書，17ページ。

33 同書，18ページ。

34 同書，20ページ。

あるが、その場合の『不正・誤謬』という言葉には一つの特別の意味が与えられていることがわかる。それは内部統制で制御しうる範囲の、従業員の日常業務に係る不正・誤謬という意味である。……内部統制に制約されない経営者の不正は含まれないとみるべきである。経営者の行う粉飾決算³⁵の検出は、現在においてもなお第1次的に重要」なのである。

しかしながら、このように、近代監査において副次的目的とされる不正や誤謬の摘発および防止は内部統制組織によって制御しうる従業員によるものであり、内部統制組織によって制御されない経営者による不正の検出は今日においても第一次的に重要であるとされる日下部教授も、さらにつづけて、「したがって監査人は、近代監査においても常に不正・誤謬の可能性に注意し、財務諸表の信頼性が確保されるように努めなければならない。そのためには、会社の内部統制組織にたえず注意を払い、不備の点があれば改善するように進言するとともに、不正・誤謬を容易に識別できるように平素からそれらの発生事例・予防法・不正隠蔽手段・その発見法などを研究しておく必要がある（傍点引用者）」³⁶と結ばれると、今日の財務諸表監査においても第一次的に重要な経営者不正が内部統制組織によって制御されうるかのような誤った印象を与えてしまうことになるのである。

さらに、また、山榊・檜田両教授が、「内部統制組織は、不正や誤謬の存在する蓋然性を排除し、しかも期間中におけるすべての取引が記録されるという合理的な保証をつうじて、会計記録の信頼性をたかめるから、監査人としては、その有効性を調査し、それが効果的に運用されていると判断されたときには、これを信頼して不正や誤謬の発見・防止はそれにまかせ、財務諸表の適正表示を確かめるための監査に主力を注ぐことができる」³⁷というように述べられて、不正や誤謬の摘発および防止と財務諸者の適正

35 同書、21ページ。

36 同書、21—22ページ。

37 山榊、檜田、前掲書、97—98ページ。

表示の吟味とを分けて考えようとされているところにも問題の一端が存在するのである。

そして、かかる誤った印象を与える理由としては、経営者不正が、一般に、決算処理手続の歪曲によってのみ生じると考えられやすいことが指摘できるのである。

すなわち、決算処理を行なうまでの一連の会計処理と決算処理とを区別し、前者に重大な不正や誤謬の存在しないことを内部統制組織の良好さをもって確認したうえで、次に、経営者の判断の関与する比率が高く内部統制組織の効果がおよばない決算処理の妥当性を吟味しようとする考え方がそれであって、前監査実施準則（昭和31年、企業会計審議会）が、監査手続を、取引記帳の監査手続、勘定残高の監査手続、とそして、決算記帳の監査手続の三つの部面に分け、前二者については内部統制組織の信頼性を勘案するように述べているのに対して、後者については内部統制組織との関係についてふれていないのも、かかる考え方にもとづくものであるとみなすことができるであろう。

これについて、山榊教授も、江村教授の理論を次のように要約されて、それを支持しておられるのである。

すなわち、「期間損益計算のために必要な記帳を、時期的に『正規の記帳』（期中の記帳）と『決算記帳』（決算時の記帳）とに大別し³⁸」たうえで、『『正規の記帳の監査』は、むしろ正規の記帳それ自体とともに、出資者に対する経営者の当然の責任であり、原理的には、むしろ内部監査として経営者みずからの手でもって行なわれるべき性質のものであるとさえ言える。もちろん、この種の監査を会計士が外部監査として行なったとしても、内部監査の正当性を立証するという点では、けっして無意味な重複でないものの、あくまでもそれは、決算記帳の監査の前提としての意味をもつにと

38 山榊、前掲書、44ページ。

どまる。これに反し、『決算記帳の監査』こそは、独立の会計士によってのみ、³⁹まったきを得るものである——』と。

もしも、かりに日常の取引記録から決算記帳の直前にいたるまでの部分には経営者不正は存在せず、そこに存在する可能性のあるのは従業員による不正や誤謬のみであり、経営者不正の存在する可能性があるのは決算記帳の部面だけであるとするならば、財務諸表の表示の適正性を吟味するために、決算処理にかかわりをもつ「原則と方法の照合」と「継続性の吟味」を強調してそれに重点をおき、そのベースとなる会計記録および勘定残高の正確性については内部統制組織の信頼性を勘案して監査を実施したとしても、そこには問題の生じる余地はないかも知れない。が、しかし、経営者による不正は、なにも決算記帳の歪曲にもとづくものだけではないのであって、日常の取引記録の不正にもとづくものも存在するのである。

三澤教授は、経営者による不正を大別して会計政策的不正と背任的不正とに分類しておられる。「会計政策的不正は、通常、利益操作を目的として行われるもので、たとえば収益的支出の資本的支出化とか貸倒引当金の過小計上、未実現収益の計上など、概して、公正妥当な企業会計の基準に違反した会計処理のことである。また背任的不正というのは、経営者による企業財産の横領あるいは不正使用である⁴⁰」が、いわゆる粉飾決算という言葉は、通常、前者の会計政策的不正を意味するものである。しかしながら、粉飾決算というものが、期中取引記録の操作をふくまず、たんに決算記帳の歪曲だけにもとづくものではないということは、これまでにあかろみにだされた数多くの粉飾決算事件の事例からも明らかであろう。

たとえば、1938年のマッケソン・ロビンス会社事件 (Mckesson & Robbins, Inc. Case) においては、会社首脳部の共謀によって、仕入、販

39 同書、45ページ。

40 三澤、前掲書、12ページ。

売、代金回収のいずれも、でっちあげた架空会社を通じて行なわれていた。そして架空取引が発覚しないように、送り状、契約書、保証書、信用報告書などについては、それらの会社名を印刷したものが用いられており、記帳を立証するための証拠資料は一応そろえられていたのである。⁴¹

また、1973年に発覚したエクイティ・ファンディング会社事件 (Equity Funding Corporation of America Case) においては、現在までに明らかになっているところによると、保険契約の架空売上の計上、架空の保険料の受領の計上、架空資産の計上、および、架空の引当金の計上により、会計記録および帳簿を長期にわたって変造していたとされている。さらに、監査されると具合の悪い勘定については、コンピューターによるその対象から外されるように仕組まれていたといわれている。⁴²

そして、わが国で大きな社会的事件となった1965年の山陽特殊製鋼株式会社事件においても、それは、架空売上と架空売掛金の計上からはじまって、やがて、「架空の関係会社への架空売上、製造原価その他各種費用の圧縮、貯蔵品の過大評価、買掛金の過小計上等、粉飾の範囲は貸借対照表、損益計算書および製造原価明細書のほとんどすべての項目にわたっており、極めて巧妙で悪質のものであった」⁴³

近澤教授も、はっきりと、「よく一般に、粉飾経理の実体は込み入ったものであるとか決算のときになって急に行なわれたりするものであるとかいわれることがあるが、むしろ企業の日常の取引記録のなかにあらかじめ計画的に組み込まれていることの方が多い」⁴⁴と述べておられるのである。

すなわち、経営者不正であっても、それは期末における決算操作、会計基準違反、および不当な会計処理の変更などにとどまるものではなくして、

41 詳しくは、岩田『会計原則と監査基準』第6章。

42 詳しくは、日本公認会計士協会東京会編『粉飾決算』第一法規、1974年、第6章。

43 三澤、前掲書、526ページ。また、その他の事例については、日本公認会計士協会東京会編、前掲書、参照のこと。

44 近澤弘治『粉飾経理』（二訂版）税務経理協会、1978年、はしがき1ページ。

記帳上の操作、脱漏、および隠蔽など、日常の取引記録と重大なかかわりをもつ不正も存在する、いや、むしろそれの方が多いということである。

したがって、期中取引記録のなかにかかりに不正や誤謬が存在しているとすれば、そこには、従業員による不正や誤謬と経営者によるものが混在していると考えられるのである。そして、それらのうち、従業員による不正や誤謬は、良好な内部統制組織によって摘発や防止が行なわれるか、あるいは行なわれるべきものであるとしても、経営者による不正は、前述したように、内部統制組織がいかに完璧に整備運用されようともその効果はおよびえないものであるから、期中取引記録の監査にとっては、それが、この経営者不正がかかる期中取引記録のなかにも量と質とにおいてどのように組み入れられているかを監査する機能をはたそうとするならば、経営者不正に対してなんら実効をもたない内部統制組織に依存して監査を実施するという事は原理的に不可能であるといわざるをえないのである。

そして、第二章で引用したように、久保田教授が、今世紀初頭の会計士監査においては企業の内部統制組織に依存しても矛盾が感じられなかったとされる理由については、内部統制組織の概念が財産の保全をはかるといふ単純なものであったということに求められるのではなくして、紙幅の関係で詳しい考察は別稿にゆずるとするが、米国の会計士監査が、経営者目的の監査としてそのスタートをきり、相当な長期間にわたって経営者の支配を強くうける立場で監査を行ってきたために、第三者目的のための独立的監査の場合には必然的に生じなければならない矛盾も生じなかったからにはかならないということを指摘しておこう。この点については、たとえば、投資家保護のための SEC 監査がすでにはじまっていた1936年においてさえ、ジャーナル・オブ・アカウンタンシィ誌上において、「過去にそうであったように、監査人は依頼人の内部監査制度を信頼しつづけていいのであろうか。それとも、依頼人の内部監査スタッフの行なった仕事は無

視すべきであろうか (傍点引用者)⁴⁵ という問いかけが行なわれていることから類推することができるように、当時においてすら混乱があったほどなのである。

以上述べてきたように、内部統制組織のもっている固有の限界は、経営者目的監査においてはなんら問題にはならないものであっても、今日の財務諸表監査が担っている社会的役割にとっては、それを効果的に遂行するうえで致命的なものであると考えられるわけであり、したがって、今日の財務諸表監査が、被監査企業の内部統制組織に大きく依存する監査実施構造をもっているということは、重大な問題をはらんでいると考えられるのである。

IV お わ り に

以上の本稿における考察により、次の諸点が明らかになった。

1. 今日の財務諸表監査は、それがよってたつき監査実施基準において「監査人は、内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない」と規定されていることから明らかなように、監査の実施の程度が被監査企業の内部統制組織の信頼性の程度によって左右されるという構造をもっている。それは、内部統制組織が不正や誤謬の自動的検証システムであるところから、それが良好であれば、財務諸表を作成するための基礎的資料の信頼性が高いと考えられるからである。

2. しかしながら、内部統制組織は本質的には経営者の支配下にあるわけであり、したがって、この内部統制組織の整備運用によってなるほど従業員による不正や誤謬はこれを摘発し防止することが可能であるとしても、しかし経営者自身による不正はこの内部統制組織の充実によってはけし

45 V.H. Stempf, Influence of Internal Control Upon Audit Procedure, *The Journal of Accountancy*, Vol 62, No. 3, 1936, p. 170.

てこれを摘発し防止することはできない。

3. 他方、今日の財務諸表監査は、適正表示の吟味を第一次的目的としており、不正や誤謬の摘発および防止は第二次的目的にすぎなくなったといわれるが、しかし、その際、重要性を低下させたときれる不正や誤謬は従業員によるものであって、経営者によるものは今日においてもいささかもその重要性を低下させていないばかりか、むしろ、その重要性はますます増大せしめられつつあるといえる。

4. そして、経営者不正には、決算処理として行なわれるものと、日常の取引記録の偽造、改竄、および脱漏などをともなうものがあり、後者は、日常の取引記録とそしてその集計としての財務諸表項目とに組み入れられることとなる。

5. したがって、日常の取引記録の監査は、たしかに、内部統制組織がコントロールすべき不正や誤謬についてはこれを摘発することを主目的とするものではないけれども、しかし、経営者不正については、それがかかる取引記録のなかに量と質とにおいてどのように組み入れられているかを検証するという機能をはたすものでなければならない。

6. かかる理由により、今日の財務諸表監査が経営者不正を意識するものである限りは、監査の実施にあたっては、たんに決算処理手続の監査にとどまらず、すべての部面において内部統制組織の信頼性に依存して監査をすすめることはできないのである。

以上述べてきた理由により、今日の財務諸表監査の担っている社会的役割と、内部統制組織のもっている固有の限界とを考えあわせるならば、財務諸表監査を実施するにあたっては、そのすべての部面にわたって、被監査企業の内部統制組織の信頼性に依存して監査を実施することはできないのである。

したがって、監査の実施面に制約を与える監査実施基準および監査実施準則において現行の規定を設けているということは、第二次的目的でしかない従業員による不正や誤謬の摘発および防止の機能しかもたない内部統制組織をして監査を実施する程度の判断基準とせしめることによって、財務諸表の適正表示とより直結する経営者不正の検証については、これを曖昧にするという危険性をはらむものであるとさえ考えられるのである。

そして本稿において考察した視点は、試査のよってたつべき理論的根拠を考察する場合においても同様にあてはまるのであり、現行の監査基準および監査実施準則における、試査と内部統制組織の関連についての規定は大きな問題をはらむものであることが明らかになるのである。この点についての考察は続稿において行なうこととする。